

# 入札説明書

平成28年札幌市告示第3672号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成28年12月 5日

## 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

電話 011-211-2944 (FAX 011-218-5182)

## 3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市国民健康保険料のコンビニエンスストアの収納委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成29年1月18日から平成32年5月31日までとする。
- (4) 入札書の記載方法

総価で行う。入札金額は、①準備業務料金(一式の金額)、②基本料金(月額単価に仕様書に示した収納事務履行月数(36ヶ月)を乗じて得た金額)、③取扱手数料金(単価に仕様書に示した取扱想定件数(1,230,000件)を乗じて得た金額)の合計金額を記載すること。また、入札内訳書(別紙1)を添付すること。

なお、落札決定に当たっては、入札内訳書に記載された項目ごとの金額(②基本料金は月額単価、③取扱手数料金は一件あたりの単価、単価については1円未満2桁まで記入可)に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を内訳書に記載すること。

## 4 入札参加資格

「参加資格要件」(別紙2)のとおり

## 5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。
- (2) 入札書の提出期限  
平成29年1月5日(木)16時00分(必着のこと。)
- (3) 入札書の開札日時及び場所  
日時：平成29年1月6日(金)10時00分  
場所：札幌市保健福祉局局长会議室  
(札幌市中央区北1条西2丁目 市役所3階北側)
- (4) 入札書の提出方法

ア 入札書を作成し、入札書と別紙1の様式をホチキスで止め、割り印を押印する。

郵送に当たっては、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印し、外封筒に「平成29年1月6日10時開札〔札幌市国民健康保険料のコンビニエンスストアの収納委託業務〕の入札書在中」と記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに必着としなければならない。送付方法は、配達証明郵便、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかによること。

なお、電報、ファクス、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

- (5) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法(様式は自由)

書面の送付、ファクス又は電子メールにより提出すること。メールアドレスは下記のとおり。  
kokuho@city.sapporo.jp

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から平成28年12月20日(火)までの午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

平成28年12月26日(月)以降、上記2の契約担当部局のホームページに掲載する。

[http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/nyuusatsu\\_kokuho.html](http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/nyuusatsu_kokuho.html)

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に代理委任状(別紙3)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、上記5(3)の日時及び場所において行う。入札者及び代理人は、立会人として参加することができる。

イ 立会人として参加する入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 立会人として参加する入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙3)を提示しなければならない。

エ 立会人として参加する入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、改めて日時を決定し再度の入札を行う。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札者又は代理人が立会人として入札に参加している場合は、直ちに、当該入札者又は代理人にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別記1参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙4のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定め

る条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。